

包括的連携に関する協定書

社会福祉法人ひらイルミナル（以下甲という。）と特定非営利活動法人ヒーライトねっと（以下乙という。）とは、互いに支援・協力することに合意し本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な協定のもと、障害者福祉事業の促進及び地域支援の促進に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について互いに連携・協力し活動する。

- （1） 障害者福祉事業の連携・協力に関する事項
- （2） 地域支援の連携・協力に関する事項
- （3） 広報誌の作成等に関する事項
- （4） その他、障害者福祉事業の促進及び地域支援の促進のために必要な事項

（協議事項）

第3条 具体的な協力の形式、事業の具体的企画、役割分担、経費負担等については、両者の担当部門間において、その都度協議して定めるものとする。

2 本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく支援・協力を実施する上で知りえた事項について、その秘密を保持しなければならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、甲乙の代表者が署名した日から令和6年3月31日までとする。

2 甲又は乙から、有効期間満了日の1月前までに、更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一内容にて1年毎に自動的に更新されるものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、各々1通を保持する。

令和 5年 4月 1日

甲 東京都江戸川区船堀 1-4-10 第二乙女屋マンション 702
社会福祉法人ひらイルミナル
理事長 河野 文美

乙 東京都江戸川区平井 5-14-10 協和物産平井駅前ビル 3階
特定非営利活動法人ヒーライトねっと
理事長 河野 文美